

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年一月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年十月三十日奈良県指令建第九四―一一九号

平成二十六年十二月十五日奈良県指令建第九四―一一九―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年十二月二十四日建第八三七五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡高取町大字清水谷七番一の一部、八番一の一部、八番五及び九番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡高取町大字下子島四九三番地の一

坂口正治

高市郡高取町大字下子島五一四番地

大杉賢雄

大杉佐夜子

高市郡高取町大字清水谷九番地

豊島チカ子